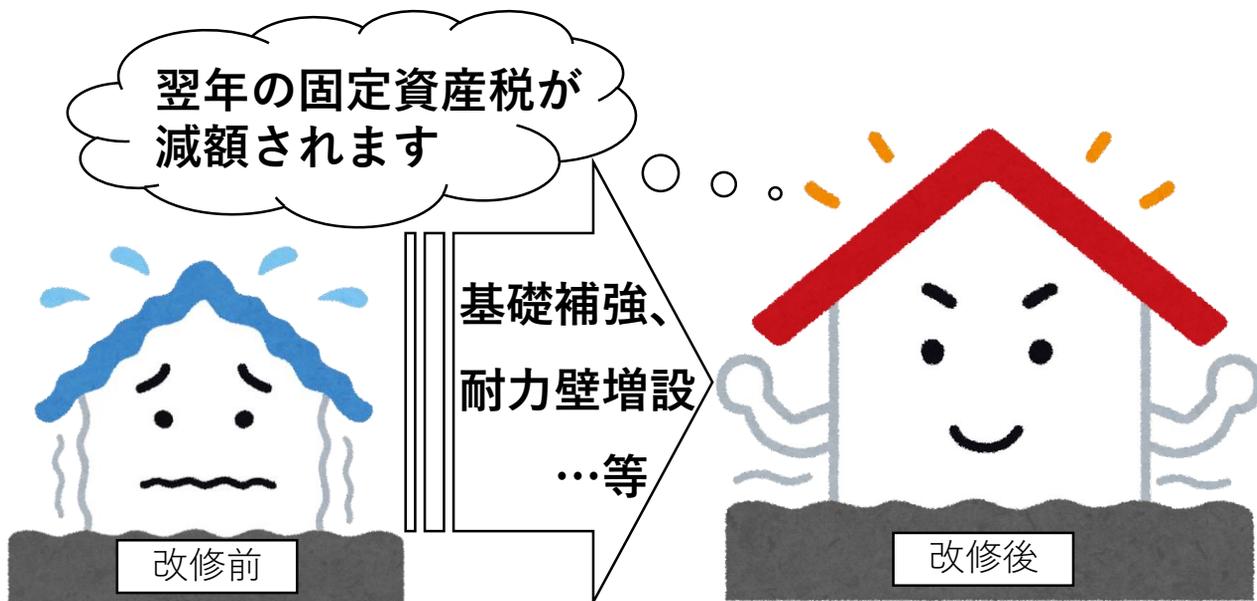


住宅の耐震改修工事を行った方は 固定資産税が減額されます



住宅の耐震化を促進するため、旧建築基準法により建築された住宅を現行建築基準法の耐震基準に適合する改修工事をした場合に、申告により工事完了の翌年度の固定資産税額が2分の1に減額されます。

※令和4年3月末までの適用期限が、令和6年3月末まで延長されました。

1 減額の内容

令和6年3月31日までに現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅について、工事完了の翌年度（1年間のみ）の固定資産税の2分の1が減額されます。

対象の床面積の120㎡まで減額が適用されます。120㎡を超える住宅については、120㎡相当分について適用されます。

《注意事項》

他の減額制度と同時に適用することはできません。

土地についての減額はありません。

耐震改修を行い、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額率が2分の1から3分の2に拡充されます。

2 減額の要件

※以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 昭和57年1月1日以前から所在する住宅^{※1}であること。
- ② 耐震改修の工事費用が50万円超（税込み）であること。
- ③ 現行の耐震基準に適合する耐震改修^{※2}であり、下記のいずれかにより、耐震基準に適合することを「増改築等工事証明書」により受けていること。
 - ア 建築士
 - イ 指定確認検査機関
 - ウ 登録住宅性能評価機関
 - エ 住宅瑕疵担保責任保険法人

※1 個人が自ら居住の用に供する住宅に適用対象が限定されているわけではないため、例えば、耐震改修を行った者が居住せずにその者の家族が居住の用に供している住宅や、法人が賃貸の用に供している住宅等についても、減額措置の対象となります。

※2 耐震改修前において現行の耐震基準に適合している既存住宅についても、上記の要件を満たす耐震改修が行われた場合には減額措置の対象となります。

3 減額対象年度と減額となる税額

《減額対象年度》

改修工事が完了した日の翌年度分

《減額となる税額》

改修工事を行った住宅の120㎡相当分（床面積が120㎡以下の場合はその住宅全体の税額の2分の1（認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2）

4 申告の方法

減額を希望する方は、住宅の耐震改修工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を揃え、出納室税務会計担当に提出してください。

- ① 耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告書※1
- ② 耐震改修工事に係る契約締結が確認できる書類（工事請負契約書の写し等）
- ③ 耐震改修の工事費用の額が確認できる書類（耐震改修費用が50万円超であることを証明する書類）
- ④ 改修工事後に交付された住宅性能評価書※2の写し（交付のある場合に限る）
- ⑤ 増改築等工事証明書※3
- ⑥ 長期優良住宅認定通知書（認定長期優良住宅に該当することとなった場合のみ）

※1 申告書は出納室税務会計担当窓口にて備え付けてあります。
雨竜町ホームページからも入手できます。

<https://www.town.uryu.hokkaido.jp/docs/kotei-kaoku-keigen.html>

スマートフォンの方はこちらから→



※2 耐震等級に係る評価が、等級1、2又は3であるもの。
※3 増改築等工事証明書を発行できるものは以下のア～エのいずれかとなります。

ア 建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士

* 施工業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、下記のイ～エの機関に発行を依頼する必要があります。

（イ～エは業務として行っているかどうかの事前確認が必要です）

イ 指定確認検査機関

ウ 登録住宅性能評価機関

エ 住宅瑕疵担保責任保険法人

増改築等工事証明書は、工事完了日が平成29年4月1日以降の場合に発行されます。証明書の様式は住宅リフォーム推進協議会又は国土交通省のホームページからダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度



国土交通省 各税制の概要



工事完了日が平成29年3月31日までの場合は、証明書様式が異なりますので、お問い合わせください。

5 申告書提出・お問い合わせ先

雨竜町 出納室税務会計担当（役場庁舎 3番窓口）

〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地

電話 0125-77-2246

※ 所得税の住宅借入金特別控除等については、深川税務署までお問い合わせください。